

鳥取県立障がい者体育センター清掃作業仕様書

この仕様は、清掃業務の概要を示すものであり、本書に記載がなくても、鳥取県が美観の保持又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で指定管理者はこれを行うものとする。（以下、鳥取県を「甲」といい、指定管理者を「乙」という。）

1 清掃業務範囲

清掃業務の対象建物及び区域は、体育館、駐車場、しらはまグラウンドの敷地内とする。ただし、管理上の都合により、その一部を変更する場合がある。

2 清掃業務基準仕様

(1) 清掃業務概要

ア 日常清掃

1日単位の短い周期で日常的に行う清掃

イ 定期清掃

週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃

ウ その他清掃

しらはまグラウンドの管理

(2) 清掃業務内容

別紙「清掃業務の留意点」に留意しながら業務を行うこと。ただし、著しい汚れが生じた場合は、清掃が不十分な場合等、甲から特段の指示があった場合は、清掃を実施するものとする。また、清掃場所ごとの清掃内容は乙が提出する別添 1-2「清掃作業表」において提案された内容のとおりとする。なお、現在の清掃状況については、別添 1-3「鳥取県立障がい者体育センター清掃基準表」を参照すること。

(3) 清掃業務時間

清掃業務を行う時間に制限は定めないが、来園者並びに乙の業務への影響が最小限となるよう作業を行うこと。

(4) 使用材料

ア 清掃業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理を行うこと。

イ 清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレトーパー類の衛生消耗品等は、品質保証（JIS マーク商品等）のあるものを、乙の負担で用意すること。

3 清掃業務にあたって留意すべき事項

(1) 来館者並びに建物、工作物、器具、備品等にき損を発見したとき、又は損害を与えたときは、直ちに甲に報告しその指示を受けること。

(2) 甲の業務に支障を与えないこと。

(3) じんあいを飛散させないこと。

(4) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。

(5) 不衛生な処置はとらないこと。

清掃業務の留意点

清掃作業は手作業に代わる作業方法での実施が可能であれば、その方法も可とする。

1 日常清掃

作業項目		作業の留意点
1	床清掃	・床仕上げに応じた適切な方法により埃、ゴミ、汚れがないようにすること。
2	ゴミ収集	・発注者が指定する箇所のゴミを収集すること。不燃物、可燃物は鳥取市の定められた方法により分別を行い、所定の日に搬出すること。
3	WC（洗面台、鏡、衛生陶器を含む）の清掃	・衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状態に保つこと。また、臭いが滞留しないよう配慮すること。 ・トイレットペーパー等の衛生消耗品は常に補充されている状態とすること。 ・洗面台は水垢の付着や汚れがない状態に保つこと。鏡はシミ、汚れがない状態に保つこと。
4	扉・壁・手すり等の清掃	・扉・壁は内部、外部とも汚れがない状態に保つこと。 ・手すりは水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。
5	建物外周及び駐車場	・建物周辺及び駐車場の落ち葉やゴミをほうき等により拾い掃きするとともに、堆積する顕著な土砂等を除去すること。

2 定期清掃

作業項目		作業の留意点
1	床清掃	・埃、シミ、汚れがない状態に保ち、ワックスがけを実施すること。
2	壁・天井清掃	・表面全体を埃、シミ、汚れ、蜘蛛の巣のない状態に保つこと。
3	扉・壁の清掃	・扉・壁は内部、外部とも汚れがない状態に保つこと。
4	高所清掃	・天井、壁、窓、照明器具、換気扇、時計、配管類、ブラインド等日常清掃ができない箇所について、埃、汚れがないようにすること。
5	ガラス	ガラスクリーニングを行うこと。

3 その他

作業項目		作業の留意点
1	しらはまグラウンド	・除草及びその処分を行うこと。その他適宜、見回りを行い、適切な管理を行うこと。

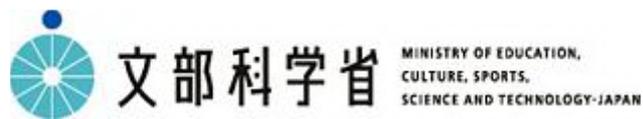
【別添 1-2】鳥取県立障がい者体育センター清掃作業表

施設名	日常清掃		定期清掃		その他	
	清掃内容	清掃回数 (例：○/日)	清掃内容	清掃回数 (例：○/年)	清掃内容	清掃回数 (例：○/年)
体育館 (面積：739.2㎡) (床材：フローリング)						
器具庫 (面積：47.64㎡) (床材：フローリング)						
事務室 (面積：23.2㎡) (床材：Pタイル)						
ホール (面積：101.29㎡) (床材：Pタイル)						
ロッカー室 (男・女) (面積：47.73㎡) (床材：Pタイル)						
シャワー室 (男・女) (面積：8.74㎡) (床材：磁器タイル)						
トイレ (男・女) (面積：17.74㎡) (床材：磁器タイル、フローリング)						
化粧室 (面積：5.5㎡) (床材：フローリング)						
しらはまグラウンド						
駐車場						

【別添 1-3】鳥取県立障がい者体育センター清掃基準表

施設名	日常清掃		定期清掃		その他	
	清掃内容	清掃回数	清掃内容	清掃回数	清掃内容	清掃回数
体育館 (面積：739.2㎡) (床材：フローリング)	掃き掃除、拭き掃除	利用状況により適宜	ワックスがけ ガラスクリーニング	2回/年 1回/年		
器具庫 (面積：47.64㎡) (床材：フローリング)	掃き掃除、拭き掃除	利用状況により適宜	ガラスクリーニング	1回/年		
事務室 (面積：23.2㎡) (床材：Pタイル)	掃き掃除、拭き掃除	1回/日	ワックスがけ ガラスクリーニング	1回/年 1回/年		
ホール (面積：101.29㎡) (床材：Pタイル)	掃き掃除、拭き掃除	1回/日	ワックスがけ ガラスクリーニング	1回/年 1回/年		
ロッカー室(男・女) (面積：47.73㎡) (床材：Pタイル)	掃き掃除、拭き掃除	1回/日	ワックスがけ ガラスクリーニング	1回/年 1回/年		
シャワー室(男・女) (面積：8.74㎡) (床材：磁器タイル)	掃き掃除、拭き掃除、水洗 い、汚物の処理等	1回/日				
トイレ(男・女) (面積：17.74㎡) (床材：磁器タイル、フローリング)	掃き掃除、拭き掃除、水洗 い、汚物の処理等	1回/日				
化粧室 (面積：5.5㎡) (床材：フローリング)	掃き掃除、拭き掃除	1回/日				
しらはまグラウンド			除草及びその処分	2回/年		
駐車場	ゴミ拾い等	1回/日				

※記載の内容は、令和5年度に実施している内容である。



体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について (通知)

29施企第2号

平成29年5月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県施設主管課長
各指定都市施設主管課長
各都道府県私立学校施設担当課長 殿
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
各大学共同利用機関法人施設担当部課長
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
山川 昌男

スポーツ庁参事官(地域振興担当)
仙台 光仁

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)

標記について、消費者庁の消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」)では、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、体育館の床から剥離した床板による負傷事故について、平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが、この度、調査委員会において事故等原因調査報告書(以下「報告書」)がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると、体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に7件確認されたこと、また、当該事故は新しい体育館でも発生していることから、同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥の影響が考えられ、体育館の維持管理が非常に重要です。

このことから、体育館の所有者及び管理者におかれては、報告書を踏まえ、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため、維持管理における下記の実施等を適切に実施するようお願いします。

記

1 適切な清掃の実施(水拭き及びワックス掛けの禁止)

日常清掃及び特別清掃※1により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは、行うべきではないことなど、報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1 日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

2 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、フローリング等の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

3 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には、上記1及び2について仕様書で定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。また、受託者には体育施設管理士資格※2を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つ。

※2 体育施設管理士養成講習会(主催:公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター)で指定項目を受講し、試験に合格した者が取得できる資格

4 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、計画に基づいて体育館の木製床の改修を行う。また、継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には、施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について、まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど、設計者及び施工者に伝達させ、これを基に上記の改修計画を策定する。

5 施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。

なお、今後、文部科学省及びスポーツ庁において、上記1から5までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので、あらかじめお知らせします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いいたします。

また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校(専修学校、各種学校を含む)に対して、周知するようお願いいたします。

本件連絡先

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

環境施設企画係 島岡・古田

電話:03-5253-4111(内線2288)

E-mail: shisetulead-2@mext.go.jp

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

施設企画係 山本

電話:03-5253-4111(内線3773)

E-mail: stiiki@mext.go.jp

【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は、消費者庁のホームページで閲覧できます。

■ [消費者安全調査委員会 調査報告書](#)

お問合せ先

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

電話番号:環境施設企画係 03-5253-4111(内線2288)

消防用防災設備仕様書

1 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 消防用防災設備

(1) 保守点検内容

外観、機能、総合点検・・・年2回(但し、総合点検年1回)

(2) 設備内容

ア 非常電源	1か所
イ 消火器	6か所
ウ 誘導灯	6台
エ 受信機	1台
オ 感知器	12か所

3 点検の内容・方法

(1) 外観点検

消防用設備等の機器の適正な配置や損傷の有無その他、主として外観から判別できる事項を、昭和50年4月1日消防庁告示第3号の基準に従い確認する。

(2) 機能点検

消防用設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を、昭和50年4月1日消防庁告示第3号の基準に従い確認する。

(3) 総合点検

消防用設備等の全部又は一部を動作させ、又は該当消防用設備等を使用することにより、該当消防用設備等の総合的な機能を、昭和50年4月1日消防庁告示第3号の基準に従い確認する。

鳥取県立障がい者体育センター警備請負業務委託仕様書

1 警備対象物件

鳥取県立障がい者体育センター(鳥取市湖山町西三丁目113-2)

2 警備時間

(1) 開始

監視センターにおいて警戒信号を受けたとき

(2) 終了

監視センターにおいて警戒解除信号を受けたとき

3 警備方法

(1) 防犯関係……自動警報装置による(機械警備)

対象室……室内……部屋全体の警戒可能機器

扉、窓……扉、窓の開閉を感知可能機器

(2) 火災関係

施設内の全ての火災感知器に回線を接続し、警戒可能な状態とすること。

4 任務

(1) 防犯関係

ア、侵入者等の潜伏、徘徊の発見処理

イ、警察署、障がい者体育センター(緊急連絡者)への通報、連絡

(2) 火災関係

ア、消火活動

イ、消防署、障がい者体育センター責任者(緊急連絡者)への通報、連絡

(3) 警備実施事項の報告

5 警備期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。